

令和7年1月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和7年1月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年1月9日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第28号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について  
議案第29号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について  
議案第30号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
  - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第28号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について  
議案第29号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について  
議案第30号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
- 5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	駒	久美子
- 6 欠席者

委員	広瀬	由紀
----	----	----

委員

田中 大介

## 7 出席職員、職・氏名

教育次長

小倉 貴志

生涯学習部長

板垣 道佳

生涯学習部次長

六郷 真紀子

学校教育部長

藤井 義康

学校教育部次長

小島 信也

教育総務課長

益子 隆史

教育施設課長

竹林 英介

青少年育成課長

館野 裕之

社会教育課長

渡邊 雅直

中央図書館長

米田 有貴子

考古博物館長

小笠原 勝海

義務教育課長

小林 義行

学校安全安心対策担当室長

大熊 和男

学校環境調整課長

三浦 将之

就学支援課長

生澤 治

学校地域連携推進課長

榎本 弘美

教育センター所長

横田 礼名

情報管理部次長

松丸 晃博

## 8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹

須志原 みゆき

// 副主幹

新田 伸子

// 副主幹

稲葉 京子

// 主 査

吉岡 英克

// 主 査

福井 輝

## ○教育長

ただ今から、令和7年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。なお、本日の会議におきましては、追加議案が1件ございます。本日の審議案件は、追加議案を含む、議案3件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第30号「教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りしたいと思います。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○教育長

挙手全員でございます。よって、この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事につきましては、公開案件が全て終了してから行うものといたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員と駒久美子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいいたします。

## ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、議案に入ります。議案第28号「市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について」を説明してください。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案1ページをお願いいいたします。本市教育委員会では、市川市教育委員会教育功労者表彰規程に基づき、表彰候補者の選考を行うため、選考委員会を設置しています。選考委員会につきましては、教育長の諮問に応じて表彰候補者の選考を行うことを職務としており、本市職員のみで構成されている本市教育委員会内の内部の組織であります。そこで、教育長が選考委員会に諮問する旨の規定を見直すため、本規程の一部を改正するものです。次に、議案の3ページ、新旧対照表をお願いいいたします。改正

内容については、第5条につきまして、下線の少し前の部分からとなりますが、「表彰候補者選考委員会に諮り、その選考結果に基づき」との文言を、「表彰候補者選考委員会における選考結果に基づき」との文章へ変更するものです。施行期日につきましては、速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものです。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第29号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○社会教育課長

社会教育課長です。議案の5ページをご覧ください。本市の公民館の利用にあたりましては、市川市公共施設予約システムであらかじめ使用者登録をすることで、当該施行規則第3条第4項に基づき、インターネット又は本市の公民館等に設置された情報端末を用いて、予約することができるようになります。本議案は、この情報端末につきまして、スマートフォン等の普及により利用件数が減少していることに加え、賃貸借期間が令和7年2月末日で満了を迎えることから、その満了を迎える日までに機器を撤去することとなりましたので、当該施行規則第3条第4項のうち、情報端末に関する表記を削除するものです。なお、施行期日は、機器の賃貸借期間が満了する翌日の令和7年3月1日としております。説明は以上です。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特にないようですので、議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。なお、情報管理部次長につきましては、この後の公務があるとのことですので、ここでご退席をお願いします。

(情報管理部次長 退席)

○山元幸恵委員

続きまして、非公開の議事に入ります。教育長お願いいたします。

【非公開 報告第 30 号 審議】

○教育長

それでは、その他教育委員の皆様からご意見、ご要望等がありましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、令和7年1月定例教育委員会を閉会いたします。